茨木市障害者緊急一時保護事業実施要綱

（目的）

第１　この要綱は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第９条第２項の規定に基づき、障害者の緊急一時保護事業を実施することにより、障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（実施体制）

第２　障害者の緊急一時保護事業（以下「事業」という。）は、障害者の緊急一時保護を行っている団体（日常生活において、見守りや食事、排泄等に介護の必要な障害者に対する事業については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第１項に規定する障害福祉サービスを行っている団体に限る。）に委託して実施する。

（事業の内容）

第３　事業は、次に掲げる内容とする。

(1) 障害者の受入れ

(2) 受け入れた障害者（第３において「入所障害者」という。）に対する安全で衛生的なプライバシーに配慮された生活空間の提供

(3) 入所障害者に対する食事又は食材の提供

(4) 入所障害者に対する入浴の提供

(5) 相談及び情報の提供

(6) 行政機関等との面接等、必要に応じた対応

(7) 入所障害者との速やかな連絡（夜間を含む。）

(8) 関係機関との連絡

（対象者）

第４　この事業の対象となる者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第４条第１項に規定する障害者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に居住している若しくは本市が援護を実施する者

(2) 虐待を受けている若しくは受けるおそれのある者

(3) 他の保護施設において、現に一時保護を受けていない者

（緊急一時保護の申請）

第５　事業を利用しようとする者は、茨木市障害者緊急一時保護事業利用申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。ただし、対象者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、口頭で申請することができる。

（緊急一時保護の決定）

第６　市長は、第５の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて利用を決定し、申請者に対して茨木市障害者緊急一時保護事業利用決定通知書（様式第２号）により通知する。

（緊急一時保護の期間）

第７　緊急一時保護の期間は、対象者の生命又は身体の安全が確保できるまでの期間とする。

（委託先への通知）

第８　市長は、第６の規定による利用の決定をしたときは、委託先に対して茨木市障害者緊急一時保護事業利用決定者連絡書（様式第３号）により通知する。

（利用の取消し）

第９　市長は、虚偽その他不正の手段により第６の規定による利用の決定を受けた者があるときは、その者に対し当該決定を取り消し、入所施設から退去させることができる。

（秘密保持）

第10　この事業に関係する者は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（その他）

第11　この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成25年７月31日から実施し、同年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から実施する。

様式第１号（第５関係）

年　　月　　日

（申請先）茨木市長

住　　所
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日

茨木市障害者緊急一時保護事業利用申請書

障害者緊急一時保護事業の利用を次のとおり申請します。

（理由）

様式第２号（第６関係）

茨　　第　　号

年　　月　　日

様

茨木市長　　印

茨木市障害者緊急一時保護事業利用決定通知書

年　月　日付けで申請のあった茨木市障害者緊急一時保護事業の利用申請について、次のとおり決定したので通知します。

１　利用者の氏名、住所及び生年月日

氏名

住所

生年月日　　年　月　日

２　利用期間

年　　月　　日から　　年　月　日まで

３　利用施設

シェルター　・障害者短期入所施設

様式第３号（第８関係）

茨　　第　　号

年　　月　　日

様

茨木市長　　印

茨木市障害者緊急一時保護事業利用決定者連絡書

次のとおり決定したので通知します。

１　利用者の氏名、住所及び生年月日

氏名

住所

生年月日　　年　月　日

２　利用期間

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで